平成１９年（排）第２７号

排　除　命　令　書

東京都渋谷区代々木五丁目５７番６号
佐藤商事株式会社
同代表者　代表取締役　首藤　直雄

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　佐藤商事株式会社は，一般消費者に販売した「風呂場のカビストップ魔法の洗面器」と称する浴室用の洗桶（以下主文において「魔法の洗面器」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，一般消費者に配布した平成１８年８月２５日発行の「かいてき生活応援誌とまと通信」と称するダイレクトメール及び同年５月３０日発行の「ダイジェスト版とまと通信」と称する通信販売用カタログに掲載した広告において，それぞれ，魔法の洗面器を浴室に置くだけで，当該商品から発生する銀イオンにより浴室内のカビの発生を抑制するかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　佐藤商事株式会社は，今後，魔法の洗面器又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自己の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　佐藤商事株式会社は，今後，魔法の洗面器又はこれと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠

をあらかじめ有することなく第１項と同様の表示をしてはならない。

4　佐藤商事株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1 (1)　佐藤商事株式会社（以下「佐藤商事」という。）は，肩書地に本店を置き，家庭用雑貨品等の通信販売業を営む事業者である。

(2)　佐藤商事は，平成１６年６月ころ以降，卸売業者から，埼玉県草加市所在の株式会社三恵精機（平成１８年８月１０日までは有限会社三恵精機製作所との商号）が発売元となっている浴室用の洗桶を仕入れ，これに「風呂場のカビストップ魔法の洗面器」との商品名（以下「魔法の洗面器」という。）を付けて，同社が発行する「かいてき生活応援誌とまと通信」と称するダイレクトメール及び「ダイジェスト版とまと通信」と称する通信販売用カタログに当該商品の広告を掲載し，これらを一般消費者に配布し，これらを見た一般消費者から，電話，はがき又はファクシミリにより注文を受け付けるなどして，当該商品を販売していた。

2　佐藤商事は，魔法の洗面器について

(1)　平成１８年８月２５日発行の前記１(2)の「かいてき生活応援誌とまと通信」に掲載した広告（別添写し１）において，「置くだけでお風呂場はピッカピカ」，「面倒なカビ掃除不要」，「秘密はＧＨＡという新技術で、強力な抗菌効果を持つ銀イオンが洗面器から浴室全体に常に放出されカビの発生を強力に抑制するというもの。」，写真を２枚掲載の上「何もしないとすぐにカビが！　魔法の洗面器を置くだけでキレイな浴室を持続！」と

(2)　平成１８年５月３０日発行の前記１(2)の「ダイジェスト版とまと通信」に掲載した広告（別添写し２）において，「置くだけでお風呂場ピッカピカ」，「面倒なカビ掃除不要」，「秘密はＧＨＡという新技術により、強力な抗菌効果を持つ銀イオンが洗面器から浴室全体に常に放出されカビの発生を強力に抑制するというもの。」，写真を２枚掲載の上「何もしないとすぐにカビが発生！　魔法の洗面器を置くだけでキレイな浴室を持続！」と

とそれぞれ記載することにより，あたかも，魔法の洗面器を浴室に置くだけで，

当該商品から発生する銀イオンにより浴室内のカビの発生を抑制するかのように示す表示をしている。

3　公正取引委員会は，前記２の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，佐藤商事に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，佐藤商事は，当該期間内に資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

4　本件について，公正取引委員会が調査を開始したところ，佐藤商事は，平成１９年６月１日以降，魔法の洗面器の販売を中止している。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，佐藤商事が行っている表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，魔法の洗面器の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年６月２９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃